



告目
示次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成20年
3月31日
(月曜日)
第 13037号

- 

佐賀県公報

平成20年3月31日(月曜日)第13037号

○ 告 示

● 佐賀県告示第百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定年月日
さの眼科	佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉四七八番地一	平成二〇・三・一
中島歯科医院	佐賀市北川副町大字光法一四八五番地三	平成二〇・三・一
若楠療育園	鳥栖市弥生が丘二丁目一三四番地	平成一九・三・一
げんき堂薬局	武雄市牛津町大字昭和六番地五あさひビル一F	平成二〇・三・一
昭和店	小城市牛津町乙柳一〇九六番地三	平成二〇・一・一八
いなほ薬局		

● 佐賀県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
中島歯科医院	佐賀市北川副町大字光法一四八七番地	平成二〇・三・一一
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙九〇六番地	平成二〇・二・一

● 佐賀県告示第百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居

宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
辻薬局 刀町店	唐津市刀町一五一五番地二	平成二〇年三月一八日

● 佐賀県告示第百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

市 町 名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
伊万里市 東山代町滝川内	古場（二〇五II-〇〇八） 古場（二〇五II-〇〇九） 讚岐（二〇五I-〇三四） 下分一（二〇五II-一〇〇） 下分二（二〇五II-〇九九） 滝川内（二〇五I-〇三二） 滝川内二（二〇五I-〇三二-一） 滝川内二（二〇五I-〇三二-一） 滝川内二（二〇五I-〇三二-一） 滝川内三（二〇五II-〇一三） 滝川内四（二〇五II-〇一二-一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

		急傾斜地	土石流
伊万里市 東山代町川内野	川内野 (二〇五I—〇三三一—一) 川内野 (二〇五I—〇三三一—一) 川内野 (二〇五I—〇三三一—一) 川内野 (二〇五I—〇三三一—一)	辻の堂 (二〇五II—〇〇六) 辻の堂 (二〇五II—〇〇七)	滝川内四 (二〇五II—〇一一一) 滝川内五 (二〇五II—〇一二) 滝川内六 (二〇五II—〇一〇) 滝川内七 (二〇五II—〇〇五) 滝川内八 (二〇五II—〇〇四) 滝川内一〇 (二〇五II—〇〇一)
伊万里市 東山代町川内野	川内野 (二〇五II—〇一〇一—一) 川内野 (二〇五II—〇一〇一—一) 川内野 (二〇五II—〇一〇一—一) 川内野 (二〇五II—〇一〇一—一)	上讃岐川 (二〇五I—〇三〇) 讃岐川 (二〇五I—〇三一—一) 讃岐川 (二〇五I—〇三一—一) 佐屋川一 (二〇五I—〇二六) 佐屋川二 (二〇五I—〇二七) 佐屋川三 (二〇五I—〇二八) 下分川一 (二〇五I—〇二九) 下分川二 (二〇五I—〇二三) 善久川 (二〇五I—〇二九) 西久保川 (二〇五II—〇一九) 古田川 (二〇五II—〇一五) 坊主石川 (二〇五II—〇一四)	滝川内一〇 (二〇五II—〇〇六) 辻の堂 (二〇五II—〇〇七)

伊万里市 二里町中里乙			
古子一 (二〇五I—〇六一一一)	吉野一 (二〇五I—〇六〇一一) 吉野二 (二〇五II—一一五) 作井手 (二〇五I—〇五八一) 作井手 (二〇五I—〇五八一) 川内二 (二〇五I—〇五九) 炭山 (二〇五I—〇五六) 炭山一 (二〇五I—〇五五) 炭山 (二〇五II—一〇一)	土石流	急傾斜地の崩壊
古子一 (二〇五I—〇六一一一)	内之馬場川 (二〇五I—〇三九) 灰山川 (二〇五I—〇四〇) 高地川 (二〇五I—〇四二) 吉野川 (二〇五I—〇四二) 中古場川 (二〇五II—〇一八)		

(二〇五I-〇三七) 川原川二 (二〇五II-〇一六)	丹花川 (二〇五II-〇一七一二)

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基き、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
二四四	南佐賀停車場線	南佐賀停車場	二級国道熊本・佐賀線交点（佐賀市）	

●佐賀県告示第百五十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき県が行つた次の市道に関する改築工事を完了した。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

県道 鍋島停車場 東山田線		道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間
前	後	変更前	変更後	の 域
五〇〇	二〇〇	椿一六三〇番四地先から 佐賀市鍋島町大字森田字二本椎 三八一番一七地先まで 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 椿一六三〇番四地先から 佐賀市鍋島町大字森田字二本椎 三八一番一七地先まで	七九	三九九 メートル 延長
				三六六・五 メートル 延長
				三五九・九 メートル 延長

市町名	市道名	工事区间
神埼市	広滝倉谷線	神埼市脊振町広滝字中ノ原一二八五番一地先から 神埼市脊振町広滝字勝陣 一六一一番六三地先まで
		四一一・〇 メートル 延長
		道路改良 種類 三・三 平成二〇・
		工事完了 の日 三・三 平成二〇・

平成二十年三月三十一日

●佐賀県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鍋島停車場 東山田線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本椿一六三〇番四地 先から 佐賀市鍋島町大字森田字二本椎三八一番一七地先 まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間		の 後 変更前	幅員 メートル	域
		前	後			
県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	三五・三 七・九 一二三・一	三五・三 七・九 一二三・一	
県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地先まで	前	後	
	五〇	二〇・〇	六二五・八			

●佐賀県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本椿二一四〇番一地 先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本黒木一五九三番一 地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十一年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事
古川康

道路の種類 及び路線名		道 路		区 間		区 間	
県道 富士三瀬線		县道 富士三瀬线		区 间		区 间	
線 県道 松尾湯の原							
佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六六番一地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六六番一地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六九番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六九番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地先まで
佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六九番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六九番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六九番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地先まで
前	後	前	後	前	後	前	後
一一・六	三七・五	一一・〇	四九・八	七・〇	二八・四	一一・四	四三・九
一一・六	三六・五	一一・〇	二三六・八	四〇五・一	四〇四・九	四三・九	四三・九

●佐賀県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十一年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

◎佐賀県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町大字閑屋字越道一五六六番一地先から 佐賀市富士町大字閑屋字越道一五六〇番三地先まで	平成二〇・三・三一
県道 松尾湯の原線	佐賀市富士町大字閑屋字越道一五六〇番三地先から 佐賀市富士町大字閑屋字篠峠一七四九番三地先まで	"
県道 三瀬神埼線	佐賀市富士町大字閑屋字越道一五六六番一地先から 佐賀市富士町大字閑屋字篠峠一七四九番三地先まで	平成二〇・三・三一
道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
県道	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 ○番一地先から 佐賀市三瀬村藤原字岸高二八七 三番八地先まで 佐賀市三瀬村藤原字岸高二八七 ○番一地先から 佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 三番八地先まで	変更前 後
前	六 六	六 六
二〇 二	八 五	五九 ・ 四
一、〇四五 ・ 九	一、〇四五 ・ 三	メートル 幅員 メートル 延長

●佐賀県告示第百六六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九〇番一地先から 佐賀市三瀬村藤原字岸高二八七三番八地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一般国道 四四四号		道路の種類 及び路線名		道路の区間 の変更前	道路の区間 の変更前	幅員 メートル	延長 メートル
前	後	古	川				
三・三	一六・八						
八一三・一							

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区間 の変更前	幅員 メートル	延長 メートル
県道 山本波多津 線	伊万里市波多津町津留字川氏二 伊万里市波多津町板木字屋敷谷 一六九番一六地先まで	三七三番一地先から 伊万里市波多津町板木字屋敷谷	四二・〇	
	伊万里市波多津町津留字川氏二 伊万里市波多津町板木字屋敷谷 一六九番一六地先まで	前	一八・六	
			九・七	二八八・一
			一〇・〇	
			二九七・〇	

●佐賀県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	平成二〇・三・三一
佐賀県知事 古川 康	平成二十年三月三十一日	佐賀県知事 古川 康

日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

◎佐賀県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の 後 の別	幅員 メートル	延長 メートル	区域
前	後					
二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	四〇・六	変更前	四〇・六	九・二	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	五四五・六	変更前	五四五・六	五三九・六	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	八・三	前	八・三	二七・六	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	平成二〇・三・三一
佐賀県知事 古川 康	平成二十年三月三十一日	佐賀県知事 古川 康

日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

◎佐賀県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の 後 の別	幅員 メートル	延長 メートル	区域
前	後					
梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾二 武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先まで	六三・〇	変更前	六三・〇	六・六	武雄市山内町大字宮野字水尾二 武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先まで
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾二 武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先まで	一、二七六・八	前	一、二四九・四	五八・七	武雄市山内町大字宮野字水尾二 武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先まで

◎佐賀県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

●佐賀県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾二五八番一地先から 武雄市山内町大字宮野字奥牟田三四七五番三二 地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区城	
		変更前	変更後
一般国道 四九八号	武雄市橋町大字大日字小野原三 四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	二一・三	一一・〇
	武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	一一・〇	一、四〇七・三
前		二一・三	一一・〇
四・四		一、四〇七・七	一、四〇七・七

る

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県告示第百七十一号

道路法
(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第二項の規定により、次の

鹿島市大字納富分字永吉良一〇〇番一地先まで		鹿島市大字常広字田代七一一番〇地先から											
鹿島市大字納富分字松三六五四番一地先まで		鹿島市大字常広字水深二〇二三番三地先まで		鹿島市大字中村字水深二〇二三番三地先まで		鹿島市大字高津原字西峰三二八三番七地先から		鹿島市大字高津原字黒川二九五四番八地先まで		鹿島市浜町字町裏一二一二番六地先から		鹿島市浜町字庄津甲四三七〇番一地先まで	
鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地先まで		鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地先から											
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
六・五	一・八・〇	六・九	五・一・七	六・六	二・八・〇	六・七	八・一・〇	九・八	四・九・六	九・八	四・六・四	六・〇	三・四・四
六〇〇・〇		六四一・三		四三三・九		四五六・三		六一一・三		六一一・二		一、二二三・八	

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字井手字二本柳三四一一番二地先から 鹿島市大字井手字二の谷三八四番地先まで 鹿島市大字井手字式の柳六六一一番一地先から 鹿島市浜町字開浦二八一一番一地先まで 鹿島市浜町字中籠三八三番一地先から 鹿島市大字音成字龍源寺搦丙二三四三番地先まで	平成二〇・三・三一
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字小路七〇七番一地先から 鹿島市大字納富分字松三六五四番一地先まで 鹿島市大字納富分字永吉良一〇一二一一番六地先から 鹿島市大字常広字田代七一一番一〇地先から 鹿島市大字中村字水深二〇二三番三地先まで	"
一般国道 四九八号	鹿島市大字納富分字西峰三三八三番七地先から 鹿島市大字高津原字黒川二九五四番八地先まで	"
県道 山浦肥前鹿島停車場線	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地先から 鹿島市大字納富分字前田九六三番一地先まで	"

●佐賀県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	後 変更前	道 路 の 区 域		
			前	二二・四 メートル員	二七・一 メートル
県道 牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三 二六番一地先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二 八三番二〇地先まで	小城市芦刈町三王崎字四本松三 二六番一地先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二 八三番二〇地先まで	後	五〇六・五 メートル	五〇六・五 メートル
	"	"	前	一八・三 七・三	一八・三 五〇五・四
	"	"	七・三	一八・三 五〇五・四	一八・三 五〇五・四

●佐賀県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三二六番一地先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二八三番二〇地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		変更前
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字白壁字二 本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一 本栗五一五番六地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	一二・七 六・九	一二・八 八・一
	二二〇・〇	二二〇・〇

●佐賀県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字白壁字二 本松五四〇八番地 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地 先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		変更前
県道 坂口藤吉線 坂口藤吉線	三養基郡みやき町大字坂口字五 本松一三一五番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五 本松一二八〇番一地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	一一・四 四・七	九・二 七・〇
	五四六・三 五二三・〇	五四六・三 五二三・〇

●佐賀県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坂口藤吉線	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地 先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区城
前	後	変更前	
一一・〇	三六・九	三四・一	三七・二
	一一八・八	一一四・七	一一四・七

●佐賀県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上有田停車場線 梅野有田線	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から 西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

前	後	二九・二
一五・〇	三一・五	一四・五
	一四八・五	一一八・三

日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事
古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路	の区城
前	後	変更の別	幅員	延長
八・七	三・五	三・二・〇	メートル員	メートル
四・三・三・五	三、四〇八・〇			

◎佐賀県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十一年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	杵島郡白石町大字深浦字三本杉三七七番一地先から 杵島郡白石町大字牛屋字文四郎搦六五四八番二地 先まで	平成二〇・三・三一

○佐賀県告示第百八十三号

●佐賀県告示第百八十三号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

○佐賀県告示第百八十三号

道路の種類 及び路線名	区間	
県道 白石大町線		
杵島郡白石町大字深浦字三本杉 一三八番地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二 六四四番地先まで	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本 杉一七二六番一地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二 六四四番地先まで	区間
前	後	変更前 後の別
四・〇	三一・五	幅員 メートル
四、六七〇・八	五、八九五・二	延長 メートル

●佐賀県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 丘古大町線	杵崎郡丘古町大字深浦字三本松111八番地先から 杵崎郡丘古町大字堤字嘉穂三十六四番地先まで	平成11〇・11・11
3	関係書類の縦覧	

○ ◇ ■

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン鳥栖

佐賀県鳥栖市轟木町1173

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置者

(変更前)

株式会社ゆめタウン熊本

代表取締役 真下 梅夫

熊本県熊本市田井島一丁目2番1号

(変更後)

株式会社ゆめタウン熊本

代表取締役 吉田 恒彦

熊本県熊本市田井島一丁目2番1号

(3) 変更の年月日

平成19年10月30日

2	届出年月日
	平成20年3月19日
3	関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年3月31日から

(3) 縦覧期間

平成20年7月30日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条

第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、多久市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス多久店

多久市北多久町大字多久原787外

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町名 多久市 イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし
4 縦覧場所	佐賀県農林水産商工本部商工課
(1) 縦覧期間	平成20年3月31日から 平成20年4月30日まで
<hr/>	
	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条 第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、武雄市長及び地元 住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店 舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
	平成20年3月31日
佐賀県知事 古川 康	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン武雄 武雄市武雄町大字武雄字馬場崎4993外
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン武雄	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル武雄店 武雄市朝日町大字甘久193-1外
2 届出の内容	2 届出の内容 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
3 意見の概要	3 意見の概要

平成20年3月31日(月)

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
- ア 市町名
武雄市
- イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし
- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年3月31日から

平成20年4月30日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年3月24日佐賀市営土地改良事業（基幹水利施設管理）筑後川下流地区の施行に同意した。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古川 康

○ 附 彙

平成11十年11月十四日付佐賀県公報第111〇11〇印中記出

頁	箇	所	謄	正
4	上段 左から七行目	平成11〇・11・111	平成11〇・11・1四	

頁	箇	所	謄	正
1	上段 左から11行目	B 0006	B 0006	B 0008